

機械式立体駐車場の安全対策のあり方について（報告書）（案）の概要

I. 機械式立体駐車場の概要

- 二段・多段方式、垂直循環方式、エレベータ方式等、様々な種類のものが存在（平成 25 年 3 月末時点で約 54 万基（出荷累計））
- 時間貸し駐車場、商業施設等の公共用駐車場のほか、マンション等の専用駐車施設にも普及 等

II. 機械式立体駐車場の安全対策の取組状況

- 国土交通省・消費者庁・（公社）立体駐車場工業会による利用者等への注意喚起
- （公社）立体駐車場工業会の機械式駐車場技術基準の改定 等

III. 重大事故等の発生状況・要因分析

- 平成 19 年度以降、報告事象が 207 件、うち重大事故が 26 件発生
- 乗降室内への閉じ込め、稼働部への接触、巻き込み、挟まれ事故のほか、乗降・歩行時の転倒・転落も発生
- 特にマンション等の専用駐車施設において、利用者が自ら操作する際、乗降室内に人がいることの確認が不足していたことなどを要因とする重大事故が多く発生 等

IV. 関係業界ヒアリング結果

- 安全対策のあり方について、マンション管理・開発、自動車製造、ロードサービス、駐車場運営等の関係業界・専門家より意見聴取を実施（結果概要）

V. 機械式立体駐車場の安全対策の考え方

- 機械式立体駐車場は、都市施設として不可欠な施設であるものの、ひとたび事故が発生すれば、重大事故に至る危険性が高い機械装置であることも認識すべき
- 製造者、設置者、管理者、利用者の各主体がそれぞれ真摯に協力して安全確保と安全利用に取り組むことが重要（多重安全）

VI. 早期に取り組むべき安全対策

- 製造者において取り組むべき安全対策（※ 安全対策ガイドラインⅡ．参照）
- 設置者において取り組むべき安全対策（※ 安全対策ガイドラインⅢ．参照）
- 管理者において取り組むべき安全対策（※ 安全対策ガイドラインⅣ．参照）
- 利用者において特に留意すべき事項（※ 安全対策ガイドラインⅤ．参照）
- 安全設備等に関する実態把握 等

VII. 引き続き検討すべき課題

- 技術基準の体系的見直し（将来的な JIS 化・国際規格化）、新たな技術開発、多様な利用者への対応
- 安全対策の実効性の確保（大臣認定制度の運用のあり方、駐車場法の適用範囲、事故情報の収集・分析・フィードバック等）
- 安全性向上のためのインセンティブ（既存施設の安全性向上、安全水準の「見える化」） 等